

2025年3月11日

株主各位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOリサーチ&AI株式会社
代表取締役社長 細川慎一

株式交換公告

当社は、2025年2月12日開催の当社臨時取締役会において、2025年3月18日開催予定の当社定時株主総会（以下、「当社定時株主総会」といいます。）において承認されることを条件として、効力発生日を2025年4月1日、当社を株式交換完全親会社とし、GMOタウンWiFi株式会社（本店所在地：東京都渋谷区桜丘町26番1号）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でGMOタウンWiFi株式会社との間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので公告いたします。

本株式交換に伴い、会社法第797条第1項の規定に基づき、当社株式の買取請求権を行使される株主様は、本株式交換の効力発生の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面により、その旨並びに株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

このご通知をいただく際には、株主様が当社株式を預託されている口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コード並びに株主様のご氏名又は名称、ご住所、ご連絡先の電話番号も必ずご通知ください。このご通知にあたっては、株主様が当社株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知のお申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当社指定口座への振替の申請を併せて行っていただいたうえで当社にお送りいただくご通知に本人確認書類を添付していただきますようお願い申し上げます。

また、当社定時株主総会において議決権を行使することができる当社の株主様に関しましては、株式買取請求権を行使する前提として、当社定時株主総会に先立ち本株式交換に反対する旨をご通知いただき、かつ当社定時株主総会において本株式交換契約の承認に関する第3号議案に反対の議決権を行使いただく必要がありますのでご留意ください。

なお、2025年3月31日までに当社指定の買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。具体的に振替に必要となる期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

上記の取扱いは、株式買取請求権の行使ができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

記

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 振替先口座（買取口座）管理機関 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 口座名義人 | GMOリサーチ&AI株式会社 |
| 加入者口座コード | 002947303190969000030 |

以上